愛川町監査委員公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和3年2月8日

愛川町監査委員 馬 場 正 行

愛川町監査委員 山 中 正 樹

1 監査の種類

定期監査(法第199条第1項及び第4項による監査)

2 監査の実施期間

令和3年1月27日から2月4日まで

3 監査の対象及び方法

民生部福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課、国保年金課、住民課所管の令和2年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、交付金、使用料等の取扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用の執行等(令和2年4月1日から令和2年12月31日まで)について抽出により監査し、併せて現地調査を実施した

4 監査の手続き

愛川町監査基準(令和2年愛川町監査委員告示第1号)及び令和2年度監 査等年間計画等による

5 監査の結果

民生部福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課、国保年金課、住民課

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。 なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

6 意見

(1) 町福祉団体運営費補助金について(福祉支援課)

町身体障害者福祉協会、町手をつなぐ育成会及び町母子福祉会等に対する運営費補助金が交付されていなかった。これは、新型コロナウイルス感染症拡大により、計画された事業が実施できず、役員会合を開催する程度の活動であったことなどの理由で、本年度の申請がされていないとのことであった。

コロナ禍での団体活動が難しいことは重々承知しているが、こうした状況が長期に継続した場合、各種団体の公益的な活動が停止や廃止に追い込まれるだけでなく、団体自体の存続が危ぶまれることも予想される。所管課においては、補助が運営費補助なのか、団体の行う事業費に対するものなの

か、町に必要な団体の継続を奨励する補助なのか等、その性質を整理され、適切な支援を続けていく必要があると考える。

なお、今年度の特異な状況の中では、団体の性格はもとより活動状況についても柔軟な評価や判断が求められる。改めて、補助金の交付について、 団体との協議、対応を望む。

(2) 国・県支出金について(子育て支援課)

新型コロナウイルス感染症対策事業については、国・県支出金を財源として実施しているものがある。町においては、これら対策事業を積極的に実施することにより、現在までに相当額の歳出予算を執行しているにも関わらず、当該事業が進行中とのことから、財源が全額未収入となっている事業が見受けられる。コロナ感染症対策支援のような緊急事業にあっては、国・県支出金の的確な財源措置が肝要であり、一時的であれ極力地方に財政負担させるべきでないと考える。早期に未収入財源の確保に努められたい。

(3) 行政財産の目的外使用料について(健康推進課)

町は、町社会福祉協議会が清涼飲料水の自動販売機を設置する目的で、健康プラザ1階の行政財産の使用を許可している。またその使用料は、愛川町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第8条第1項第1号に規定する「使用の許可を受けた者が当該資産を公用、公共用又は公益の用に供するとき。」を適用し、免除している。

飲料水の販売に当たっては市価を下回る価格設定を求め、健康プラザへ来訪する方への利便性向上と職員の福利厚生にも役立っており、公益性は理解できるものの、町が設置に係る電気代等を負担している一方、行政財産の使用者には、売上による収益が生じていることが推察される。自動販売機設置による収益等の状況を把握され、目的外使用料免除の妥当性について検討願う。

(4) 町内循環バス運行業務について(住民課)

町内循環バスの令和元年度の運賃収入は 3,232,300 円で、運行経費 37,258,920 円に占める割合は8.7%程度であった。利用者延べ人数が 33,342 人であることから、利用者一人当たりの町負担金額は1,000 円を超えている。高齢者等自ら移動手段を持たない方々の移動手段確保等のため、町内循環バスの果たすべき役割は大きいと考えるが、限られた財源の中で、将来にわたっても地域の足として運行を持続することができるよう、行政負担と利用者負担のバランスについて検討願う。

(5) 愛川聖苑施設使用料について(住民課)

愛川聖苑施設使用料の収入状況を確認したところ、免除6件及び減免1件の収入があった。免除及び減免の根拠について説明を求めたところ、愛川町町営斎場条例施行規則第11条第2項「町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」の規定に基づき、下谷八菅山及び厚木市棚沢地区の住民に対する免除及び減免を、それぞれの自治会と交わした協議書により認めているとのことであった。同条第2項は、特殊な事例への対応を定めたものであり、説明のとおり根拠が明らかなものについては、同条第1項に追加して明文規定すべきものと考える。

(6) 特定検診及び特定保健指導の実施率の向上について(国保年金課)

糖尿病などの生活習慣病の早期発見と、重症化予防による健康寿命の延伸、また、増加の一途を辿っている医療費の適正化を図るため、40歳以上75歳未満の国保加入者を対象にした特定健康診査及び特定保健指導の実施率の目標を、国の指針に基づいてそれぞれ60パーセントとし、これを達成するため町広報への記事掲載のほか、通知、電話連絡による受診勧奨、自己負担金の無料化などさまざまな手段を講じ、積極的な啓発に努めているとのことであった。

こうした取り組みに加え、各人の診療データなど取得可能なデータの解析により、先々の見通しを数値目標とすることや、健康推進課などの関係課と連携して、町民の食生活をはじめとする生活習慣の特徴や世代別の診療データなどに着目した、町独自の特定保健指導の在り方についても検討願う。

(7) 在宅介護支援センター事業(高齢介護課)

町は、在宅介護の総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種サービスにつなげる役割を担うほか、一人暮らし高齢者の見守り等を行う「在宅介護支援センター事業」を、町内の介護保険施設である3つの事業所に委託し実施している。一方で、町社会福祉協議会には地域包括支援センター運営事業を委託し、介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から地域で暮らす高齢者の皆さんを総合的に支える体制を整備している。

この2つのセンターは、共に在宅高齢者に対する相談窓口としての機能を持ち合わせているが、各在宅介護支援センターの所在や役割、地域包括支援センターとの違い等が明確に周知されていないように思う。各種のサービスを真に必要とする人が、それぞれの機関に確実につながるような、わかりやすい周知について検討を求める。

(8) 地域高齢者コミュニティー施設賃貸借について(高齢介護課) 町は、春日台区が管理する春日台会館の一部を、認定基準に合致する地 域高齢者コミュニティー施設として借り上げ、地域内に居住する高齢者の 憩いの場としての用に供している。

この事業は春日台区と賃貸借契約を締結し執行されているものの、借料の算定にあたっては、前年度の管理人賃金支払額の実績なども加味されており、施設の賃貸借契約の範疇には留まらない印象を受けた。

このような地域高齢者コミュニティー施設は場の提供のみならず、当該施設の利用者への案内や利用者の把握などのほか、日常的な施設の維持管理も必要であることを勘案し、管理人賃金を含めたものと斟酌できるところではあるが、歳出予算は、その性質と目的に基づいて積算し整理することが肝要であると考える。担当課においては、改めて事業内容を整理され、当該事業に相応しい予算科目を検討するなど、必要な対応を要望する。

(9)中津、高峰老人福祉センター及び諏訪老人いこいの家管理業務委託について (高齢介護課)

町は、中津、高峰の老人福祉センター及び諏訪老人いこいの家について、 地域内に居住する高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーションの場 として有効に活用していただくため、その管理業務を公益社団法人愛川町 シルバー人材センターへ委託し、適切な管理に努めているとのことであっ た。

委託業務の内容を確認したところ、住み込みによる施設管理業務で、利用者への案内指導のほか、利用者の把握及び報告並びに記録簿の記載などであり、使用料を徴する施設ではないことから、会計管理者保管金などの公金の取り扱いはなかった。

火気点検や戸締り、施設及び物品の保全のほか、防犯など施設管理は重要な業務と認識しているが、本事業を施設住み込みとすることの妥当性について、検討するよう要望する。

(10) 概算払いについて (監査対象課を含む町への意見)

今回の監査対象課の民生部高齢介護課では、11月分の養護老人ホーム保護措置費が概算払いで支出されていた。これは12月に実施した例月出納検査の際、確認したもので、こうした例は、他課においても同様の手続きがされる場合があると認識している。支出の特例として概算払いできる経費は、地方自治法施行令第162条第1号から第5号に規定され、扶助費は概算払いできる経費でなく、また同条第6号では、「前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの」と規定されている。愛川町予算決算会計規則では、第67条第1号に「賠償金及び補償金」、同条第2号で「その他町長が必要と認めるもの」と規定し、同号

に基づき概算払いしたとのことであるが、養護老人ホーム保護措置費のように毎年度、予め支出が予見され、かつ概算をもって支払いをしなければ 事務の取り扱いに支障を及ぼすことが明白なものは、具体的な経費を規則 に定め明文化する必要があると考える。

- (11) 各種計画策定業務委託契約について(監査対象課を含む町への意見)
 - 福祉支援課所管の「令和2年度愛川町障がい者計画策定業務委託」及び高齢介護課所管の「令和2年度愛川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委託」は、いずれも令和元年度に基礎資料となるアンケート調査と骨子案の作成を行った業者と契約することが効果的であるとの理由から、プロポーザルによる選考等がないまま、随意契約により執行されていた。基礎調査から計画策定までが一連の業務であれば、これを一件の契約として捉え、継続費や債務負担行為の予算を計上した上で、最も適した方法により契約すべきと考える。各種計画策定業務委託については、今までも同様の手法をとっている契約が見受けられていることから、予算編成段階からの課題として捉え、全庁での統一的な検討を求める。
- (12) 令和2年度道路区画線等設置工事について(現地調査の際に気が付いた点) この工事は住民課により、歩道と車道の境を明確に分ける白線による区 画線を設置したもので、歩行者の安全性に配慮し、過年度緑色に着色した 歩道部と合わせ、交通安全に資することを目的に施工されたものである。

現地を確認したところ、この工事の施工箇所の一部に下水道あるいは水道工事などの施工上の必要性から掘削された形跡があり、道路部はアスファルト舗装され、白線は復旧されているものの、歩道部分は緑色に着色されていなかった。

このような状況を回避するためには、道路を管理する者、道路の交通安全を担う者お互いに連絡を密に取るなどの積極的な情報共有が肝要であると考える。必要な対応を講じられ、公費を投じた効果が薄まることのないよう努められたい。